



白河市創業支援資金融資制度

白河市内で新たに事業を実施する方に必要な資金の融資を行います。

運転資金・設備資金

利率

返済期間

最大 **1,000** 万円

※運転資金の融資限度額は500万円

年**2.1**～**2.5**%以内

※貸付期間による

運転資金

設備資金

5年以内

(据置期間1年以内)

10年以内

(据置期間1年以内)

利用できる方 次のすべての条件を満たす方が利用できます。

- 1 白河市内において新たに事業を開始しようとする者（開業後1年以内の者を含む）であること。
- 2 市民税（法人市民税または個人市民税）を滞納していないこと。
- 3 事業計画が適当であること。
- 4 福島県信用保証協会の保証対象となり、かつ、代位弁済を受けていないこと。
- 5 金融機関からの取引停止を受けていないこと。
- 6 支援機関（金融機関、白河商工会議所、市内商工会、一般社団法人産業サポート白河）が実施する創業塾、経営指導等の支援を受けていること。

融資の条件

資金用途

運転資金・設備資金

融資限度額

運転資金：**500**万円以内 設備資金：**1,000**万円以内

※運転資金と併用する場合は、合計で1,000万円以内とする。

融資期間

運転資金：**5**年以内 設備資金：**10**年以内 ※据置期間（1年以内）を含む。

返済方法

分割返済 ※ただし、短期資金（1年以内）は一括返済を認める。

融資利率

貸付期間に応じて、次表のとおりとなります。

融資期間	5年以内	5年～7年	7年～10年
利率	年 2.1 %以内	年 2.3 %以内	年 2.5 %以内

信用保証料

次の信用保証料率で信用保証協会からの保証を受けることができます。

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
信用保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

❗**60か月相当額**の信用保証料を市が**補助**します。

保証人及び担保

- 原則として法人代表者以外の連帯保証人は**不要**
- 必要により担保を徴する

お申込み先

次の市指定金融機関の窓口でお申し込みください。

東邦銀行、常陽銀行、白河信用金庫、大東銀行、福島銀行、福島県商工信用組合

問い合わせ先

白河市産業部商工課商工振興係

☎：0248-21-5910（直通）

✉：shoko@city.shirakawa.fukushima.jp